

★ 広島県税規則及び広島県税事務取扱規則の一部を改正する規則（規則第六十一号）（税務課）

一 改正の理由

県民の利便性向上及び事務の効率化を図るとともに、地方税法の一部が改正されたこと等に伴い、必要な改正を行った。

二 改正の内容

- 1 県民の利便性向上及び事務の効率化を図るため、様式について所要の規定の整理
(一) 県税に関する証明書に係る請求様式を集約した。
(二) 納付書様式の追加を行った。
- 2 地方税法の一部が改正されたこと等に伴う規定の整理
(一) 租税条約に基づく個人事業税の徴収猶予の規定の整理
(二) 法人県民税の延滞金の計算期間等の見直しによる規定の整理及び様式の整理
(三) その他必要な規定の整理

三 施行期日

- 1 二二(二)及び(三)の改正 平成二十九年一月一日
- 2 二一の改正 平成二十九年四月一日
- 3 二二(一)の改正 平成三十年一月一日

★ 広島県行政組織規則の一部を改正する規則（規則第六十二号）（経営企画チーム）

一 改正の要旨

広島県聴覚障害者センター設置及び管理条例の施行に伴い、分掌事務を追加するため、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十九年一月五日